

発行日：2017年9月 発行人：樽見 弘紀 日本NPO学会事務局：〒981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑1-1宮城大学事業構想学群石田祐研究室 日本NPO学会
TEL：070-6565-9789 URL：http://janpora.org/ mail：office@janpora.org

震災特別プロジェクトより： 改めてNPOの役割を問う

東北大学大学院経済学研究科准教授
西出 優子



2011年の東日本大震災後に、タケダ・いのちとくらし再生プログラム 日本NPO学会・日本NPOセンター連携事業 震災特別プロジェクト「東日本大震災における民間支援の軌跡と動向調査」が立ち上がり、全国各地の会員の皆様が、震災フォーラムや現地視察、アンケート調査やヒアリング調査等を重ねてこられました。その最終段階として、東北班では、2015年から2016年にかけて、震災後に東北で設立されたNPOの活動実態と今後の課題や展望を探るべく、大学院生を専任研究員とし、NPO法人アスイクやNPO法人コースター（本号記事参照）をはじめ、71団体にヒアリング調査を実施し、その調査結果をとりまとめました。ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

この調査報告会「震災後に誕生したNPOの歩みを探る」を5月下旬に東北大学にて開催。樽見弘紀会長（開会ご挨拶）、石田祐事務局長（討論者・パネルモデレーター）、市民社会創造ファンド代表理事/日本NPOセンター顧問山岡義典氏（総括・閉会ご挨拶）をはじめ、東北内外より、NPO、企業、行政、大学、学生、市民等、約90名の方にご参加いただきました。報告会では、活動・法人化のきっかけやミッションとその変化、活動内容と地域差、人や資金等の組織経営に関する調査結果を報告しました。また、これらをふまえて、「被災当事者から見た自立」、「被災地のNPO-企業間協働におけるソーシャル・キャピタルの創出」、「多様性と包摂、つながり、人材育成におけるNPOの役割」、「持続可能なNPOの資金

と人材の展望」、「今後の持続可能性」等の課題と展望が提示されました。特にNPOの持続可能性・事業継続性については参加者の関心も高く、マネジメントのノウハウや他組織との連携がNPOの継続性を大きく左右するという指摘や、NPOの統合等も検討すべきではないか、とはいえ、NPOはミッションに基づき存在するので、統合しても価値観の相違で上手くいかないのでは、という論点も提示されました。今後、さらに議論を深めていくことが必要となるでしょう。

震災から7年目を迎え、東北では復興が進んできた一方、未だ絶望感や不安にさいなまれて、誰にも悩みを相談できない人もいます。絶望を希望に、不安を安心に、孤立を連帯に、排除を包摂に変えるのも、NPOの役割だと実感しています。また、こどもの貧困や経済格差、社会的孤立など、震災前から地域社会に潜在的に存在していた課題が、震災によって顕在化したといわれています。このような社会課題を解決し未来へ向けた社会的価値創造の原動力としてNPOが果たす役割は大きいでしょう。東北ではNPOを通じた復興活動やまちづくりにボランティアやインターン、スタッフや経営者として関わっている学生・若者も増加しています。NPOは彼らが次世代の市民社会を担う主役として成長していく場も提供しています。このような中、今こそ、NPOの存在意義やミッション、専門性、担い手育成、持続可能性を問い直す時期にきているのではないのでしょうか。

contents

目次

巻頭言 西出 優子	1	環境と協働 佐藤 真久ほか	12-13
座談会	2-3	会則・細則が変わりました 組織運営委員会	14-16
第19回年次大会を振り返って 田中 敬文ほか	4-5	ディスカッション・ペーパー制度ご利用案内	17
優秀発表賞設置のプロセスと受賞者の研究報告	6-7	『ノンプロフィット・レビュー』投稿論文募集	17
NPOと政治 坂本 治也	8-9	JANPORA図書館	18-19
7つの質問 大橋 雄介さん	10-11	新会員の紹介 八木エドワード	20

新連載

座談会

日本NPO学会は2018年、記念すべき20回大会をむかえます。この間、NPOの役割やNPO研究は実に広がりを見ました。今後の10年あるいは、20年にむけてどのような対話の場が望まれるのかを考える機会として座談会を企画しました。第1回は、非営利セクターと接点をお持ちの営利企業の方をお迎えしました。

◎登壇者《五十音順》

岡田 誠氏／株式会社富士通研究所 R&D戦略本部

木村 篤信氏／日本電信電話株式会社サービスエボリューション研究所

妹尾 正仁氏／ヤフー株式会社 SR推進統括本部社会貢献推進室、Yahoo!基金

中尾 洋三氏／味の素株式会社 グローバル人事部人財開発グループ

横須賀 道夫氏／花王株式会社 研究開発部門 研究戦略・企画部

◎進行

原田 勝広氏（明治学院大学）

キャリアと担当業務・研究

岡田

富士通研究所は純粋な技術研究所。研究者数1,200名。その企画部に所属。長期戦略を考えることがミッション。研究所10年ビジョンを考えるプロジェクトにも関わった。2011年からは「技術だけで解けない課題からアプローチ」として認知症プロジェクトを開始。マルチセクターによるCSI(Creating Shared Issue)が重要と考えている。

木村

これまでVR、HCI、UXの研究分野に携わってきた。UXの研究では専門性を持っていない人々が人間中心デザインの考え方を学び仕事や生活の中で実践するのかに取り組んでいる。近年は、社会課題解決の分野への適用としてリビングラボという方法論に着目し、市民や行政も含めたマルチステークホルダーでの共創に対して企業がCSVの文脈でどのように取り組むのかについて研究、実践している。

妹尾

社会と接点のある複数の部署がSR推進統括本部。CSRの責任者。NPO業界との連携は積極的に進め、新公益連盟に参加。NPOは発信や資金調達の部分で課題があるため、例えば、「Yahoo! ニュース」等を活用してNPOを巻き込む企画を実施。また、災害支援に力を入れていて、NPOや企業が連携することで、より有効な災害支援が出来ないか模索中。



中尾

現在、グローバル人権を担当。それまではCSR12年、それ以前は、味の素ギフトセットやカルピスウォーターなど事業畑にいてマーケティングのマネジャー。経営企画に異動し、中期計画とCSRを担当。その間、100周年記念事業としてガーナで栄養改善プロジェクトを設立。これは、味の素の基幹となるアミノ酸を用いた、マルチセクターを巻き込むモデル。

横須賀

過去20年間商品開発に従事。洗剤用酵素の研究、昆虫生理学研究、住居環境衛生商品の開発。その後、ユニバーサルデザインと包装容器の環境対応を担当。この一環として、インクルーシブデザインや高齢者体験を組み込んだ取り組みを行ってきた。現在は、資源循環が廻る仕組み作りを行っており、ここでもNPOや地域と連携している。

原田

大学に来る前は、日経新聞の編集委員。国連担当の時NGO等への取材がきっかけで、帰国してから夕刊でNGOの連載を開始。市民社会の活動をニュースにしてきた。

NPO等との協働

中尾：ガーナのプロジェクトは、乳児向け栄養改善食の提供です。「命のために働く」が社是であり、100年記念事業のフラッグシップです。様々なリソースを活用するプロジェクトで、現地で活動しているNGO／NPOをバリューチェーンに組み込みました。企業だけでは

社会的インパクトを作れません。

事業展開にあたって、マーケティングの中に行動観察を入れていくエスノグラフィックマーケティングを途上国でも取り入れました。それを誰にやってもらうかという普段からプロジェクトの対象と付き合っている人たち。つまり、現地のNGO／NPOと大学でした。

本事業は、ブランド価値としての位置づけがあって進めることが

できたわけですが、今後は目標の中身が問われる。その際、NPO／NGOや大学の意見が重要で連携が必須です。

横須賀：我々もマーケティングと開発の視点ですね。マス調査だけでは、本質が見えにくいことも多く、開発者泣かせでした。特に20～40代の担当者にとって、60歳以上は未体験の領域のため、気持ちの理解が難しい。そこで、気持ちに共感することによって真のニーズを捉えることを考え、浦安を中心に地域活動を担っている合同会社、未来介護さんのご協力を得て社員の高齢者体験を始めました。具体的には、高齢者と同じ体の状態になる装具を着けて、日常生活を半日体験してもらっています。普段何気なく行っている日常生活を高齢者の体となって体験することで、高齢者の行動の理由の理解や気持ちに対する共感が養われ、商品開発の土壌が培われていると思います。

また、現在は、新しい資源循環社会の仕組み作りに向け、企業にはないリソースをお持ちの地域の方々と協働しています。

妹尾：熊本地震発災時に、NPOから人の支援が必要だと要請があり、発災4日後から数週間、現地に社員を交代で派遣しました。実際に災害現場に行くことで、企業の「こんな資産・技術があるけど活かせるか」というアプローチは、被災地では通用しないことが分かりました。なにより、現場の声をしっかり聞いて、対応を考えることが重要でした。

災害以外でも、様々な社会課題解決の現場の中に、これから大きく広がる可能性がある取り組みがあると考えています。また、NPOが取り組む活動や、その可能性を広く伝えることもヤフーのCSRの役目だと考えています。今後も、こうした活動をされているNPOと一緒に活動をしていきたいと考えています。

木村：リビングラボに限らず、中尾さんのエスノグラフィや横須賀さんのインクルーシブデザインなどは、不確実性の高い時代に企業が生活者の中から何らかの事業機会を探そうとしている流れだと思います。そうすると企業の中に閉じていてはだめで、生活者やNPOとの連携が必要になってきますね。リビングラボの一つのポイントは、地域の生活者に共感しながらの課題解決に取り組むなかで真の企業として着目すべき課題を探すことです。

さらに、事業機会発見の確率を高めるためには、失敗を許容する探索的な取り組みが必要です。しかし、日本の大企業では失敗を許容しない風土や評価指標が多い。リビングラボのもう一つのポイントは、この探索的な取り組みをしやすい場をつくることです。

今後は、地域の課題解決の中で事業機会を探索する活動に資金を投じることが大企業の目指すべきCSVの一つの形になると考えています。

岡田：「機会」を増やすというのは面白いですね。企業活動の新しいKPIだと思います。企業とNPOの協働の価値もそこにあります。ユニリーバのプロジェクトシャクティでは、異なるセクター（ユニリーバ・

インド政府・銀行）が、異なる目的を持ちながら、ひとつの課題に取り組みました。それは新たな「機会」の創造だったと思います。

認知症の話も同じです。2025年には認知症高齢者の人は700万人を越えます。社会的にもその課題はヘルスケア・地域・超高齢社会の交点です。企業だけでは解けません。一方で、認知症に関わるイノベーターたちはAをAダッシュからAをBにしたいと思っています。企業やNPOが協働する「機会」がそこにあります。企業・NPO・行政という異なるセクターの人々が、従来とは違う「機会」を、高い回転数で作っていく時代なのだと思います。

原田 勝広 コメント

NPO学会的に言うと、企業をCSRの視点から見がちだが、実際にはSDGsを意識したCSVの時代に入っているのが現実である。しかし、きょうの座談会を聞いてみると、2つの点で新鮮だった。ひとつはCSR部門だけではなく既成概念にとらわれないマーケット部門や研究所が新しいデザインで社会的課題に向けて積極的に動き出していたこと。それも、技術や製品を使うのではなく、企画力、コンセプトという企業のリソースを生かそうとしている。もうひとつは、「企業とNPOの連携」という発想が時代遅れになっていると感じた。マルチステークホルダー、いや、その課題に関心のある人ならだれでも参加できる仕組みが求められている。そんな時にNPO学会のできることは？大いに考えさせられた座談会であった。

学会へ要望

研究開発、商品開発、マーケティングでは、現場の声を必要としている。社会課題解決を目指す事業では、その現場の声を代弁できるNPOに期待は大きい。「NPOの中には、イノベーターや、感覚が高い人が少なくない。」しかし、「NPOと、一括りに議論しない方がいい」「NPOが本当に現場を知っているだろうか？」「NPOも縦割りになっていないか？」「企業とNPOとの感覚のギャップを埋めていく必要があるだろう。」「学会にはどのような人が集まっているのか。社会課題を議論するにあたって公民連携の構成員になっているのか。」といった指摘があった。「学会は、課題発見の共同作業や、NPOが持っている現場の知識を体系化することができるのではないだろうか。」学会への期待と役割について意見交換が続いた。



座談会にあたってヤフー株式会社の会議室を提供していただきました。改めてお礼申し上げます。（文責：服部 篤子）

年次大会

第19回 年次大会を振り返って

2017年5月13日・14日の両日、東京学芸大学小金井キャンパスにて第19回年次大会が開催された。公開シンポジウムを筆頭に、48本の研究・実践報告、9本のパネルで構成された。昨年に引き続き今大会でも、学生セッションやアカデミックセミナーが行われた。今大会における新たな試みとしては、優秀

実践発表賞および優秀研究発表賞の設置があった。ここでは、大会全体を振り返るとともに、大会運営委員の企画パネルやアカデミックセミナー、学生セッションの担当者が当日や準備の様子を報告する。加えて、優秀発表賞の受賞者から研究の概略などについて解説をいただいた。



東京学芸大学 田中 敬文

日本NPO学会第19回年次大会は、2017年5月13日(土)～14日(日)、緑豊かな東京学芸大学(東京都小金井市)にて開催されました。お忙しいところお出でくださった皆様に、大会運営委員14人を代表してお礼を申し上げます。5月の東京は例年になく少雨だったそうですか、なぜか大会初日、しかも公開シンポジウム開催前には土砂降りとなってしまう、皆様には大変なご苦労を掛けてしまいました。

その公開シンポジウム「変わりゆく家族: 格差・孤立・貧困を超えて」は、山田昌弘氏(中央大学)の基調講演「リスク格差社会: 社会的排除への対応は可能か」から始まりました。政府に頼らない自主的な「連帯」の試みとしてNPO等の役割を期待させるものでした。4人のパネリスト、水島宏明(上智大学)、周燕飛(労働政策研究・研修機構)、米山けい子(NPO法人フードバンク山梨)、遠藤智子(一社・社会的包摂サポートセンター)による報告と討論では、家族が健康で最低限の暮らしを維持するために、政府や自治体の政策だけでは不十分であり、子育てや介護、女性への支援等に果たすNPO等市民団体の役割が強調されていました。公

開シンポへの来場者約120名の中には、地元のNPO関係者、市役所職員や市会議員の姿もありました。

今大会では、学生たちのボランティア・NPO活動を奨励するため、昨年度の同志社大学大会で好評だった学生セッションを設け、若い研究者を育成するためのアカデミックセミナーも開催し、参加費を無料としました。モデレーターと討論者を公募したことも前大会に倣いました。目玉企画として優秀発表賞を企画し授与させて頂きました。この賞により、研究報告や実践報告の質が一層向上し、学会誌への投稿を促すことができれば幸いです。来年以降も賞の継続を強く希望します。

大会運営について、昨年の大会から大会運営委員会が中心となり、学会事務局と連携協力して運営する方式となっています。運営委員会には大きく2つの役割があり、プログラム編成や公開シンポジウム企画等、大会の中身にかかわるものと、学内の会場借用や懇親会手配・後援依頼等のロジにかかわるものです。これらは相互にかかわっており、分離はなかなか困難ですが、効率的な運営のためには、運営委員の詳細な役割分担が必要となることを痛感しました。

次回、記念すべき第20回大会は立教大学で開催されることとなりました。立教大学には中村陽一氏(元理事)を初め、藤井敦史氏(現理事)、原田晃樹氏、北島健一氏とNPO・社会的企業の著名な研究者が多数集積しており、充実した大会が期待されます。来年は東京都心、池袋で日本NPO学会創設20周年をお祝いしましょう!



東日本大震災の復興過程にみる災害時の合意形成の困難性と平時の合意形成づくりの可能性

「東日本大震災の復興過程にみる災害時の合意形成の困難性と平時の合意形成づくりの可能性」という題目のもと、東北のNPOに関わりのある佐々木氏(宮城大学)、坂上氏(NPO法人コースター)、高橋氏(宮城大学)、中尾氏(県立広島大学)、西出氏(東北大学)によって、東日本大震災の復興過程において数多くの困難が見られた「合意形成」の問題を振り返った上で、平時の合意形成づくりについて議論を行った。

災害時の合意形成では、住民の意見の汲み取りや反映、納得感の引き出しなどで苦労があったが、平時の合意形成づくりでは、まちづくりのノウハウの共有や、声を挙げられずに困っているような人たちの声をきちんと聴くことなどの難しさといった点が挙げられた。住民に寄り添った伴走型支援を通じて、信頼関係を築く重要性が指摘された。

最後に、平時の合意形成づくりを踏まえ、今後の災害への備えとなるよう、住民の意思決定の仕組みとして尊重すべきことを、フロアとともに議論した。

(石田 祐)

社会的インパクト評価の普及に向けて —実践を通じての課題と今後の展望—

本パネルでは、昨今NPOをはじめとするソーシャル・セクターにおいて注目を集めている社会的インパクト評価について、内閣府の担当者(赤井氏)、内閣府委託調査の担当者(高木氏)及びその調査で実際に評価に取り組んだ団体の担当者(太田氏)をパネリストとして迎え、実践を通じての学びを中心に報告議論を行った。

パネリストそれぞれの報告は、赤井氏からは内閣府に対する当該事業への取り組みについて、現在審議会等で議論をされている休眠預金活用との関係性についても詳しいお話をいただいた。また、高木氏からは、伴走支援の経過と要衝について、ご報告いただき専門的支援の必要なフェーズと、その際の注意点について広く共有いただいた。最後に実際に取り組んだ太田氏からは、自走の難しさと伴走支援の重要性について指摘がなされた。

フロアからは、休眠預金について評価のあり方について、評価手法についてなど活発な質問がされた。今後も様々な会員の専門的な知見を活かし、当テーマについて議論を通じて理解が深まっていくことが期待される。

(立福 家徳)

院生対象アカデミック・セミナー

恒例となった今回のアカデミック・セミナーではやや趣向を変えて、院生・若手研究者にとって大きな不安の種である将来のキャリア形成をテーマとした。今回もこれまでに做ってパネリストは身近な「若手の先輩」としたが、多様なアカデミック・キャリアのあり方を考えるため、行政部門、NPO部門、研究助成部門、大学部門それぞれにおいて専門性を活かしながら活躍を広げている多彩な顔触れとなった。

パネリストからは各自、学生時代からどのような紆余曲折を経て、学び、模索してきたのかといった等身大のキャリア形成のあり方を、ここでしか言えない本音を交えて紹介いただいた。挙がったテーマも求職活動や研究費獲得のコツにとどまらず、専門性とエビデンスの実務への活かし方、公的研究助成や行政機構の現場の実態など盛りだくさんであった。

他セッションとの重複の関係もあり、例年に比べ参加者の人数が少なめであったのが惜まれるが、参加者とパネリストが深く議論し情報交換を行う貴重な機会となった。

(太田 響子)

学生セッション

前回に引き続き2回目の試みとなった学生セッション。今回は学部生から修士課程院生まで5組のエントリーがあり、2つのセッションに分かれての報告となった。いずれも社会的な課題や自身の経験・実践を深く掘り下げた研究で、社会調査、テキスト分析、ソーシャルマーケティング、行動科学など様々な手法や知見が取り入れられていたことも特筆すべき点であった。またグループでの研究報告も多く、相乗効果で質の高い研究成果がもたらされているように感じた。「学生セッション」というカテゴリーの予想を超えた、いずれもオリジナリティに富んだ、挑戦的な、力のこもった研究であった。

学会という非日常の舞台でのプレゼンテーションに緊張気味の顔もあったものの、丁寧に作り込まれた「見せる」プレゼンテーションも多く、その背後にある努力が伺われた。また発表の後の質疑応答にどう答えるかも勝負どころであり、報告者は会場とのやりとりも含めて大きな経験を積んだ様子が見て取れた。引き続き、こうした学会報告の第一歩となる場が設けられることが望まれる。

(太田 響子)

日本NPO学会 第19回年次大会 優秀発表賞

優秀発表賞の設置と評価の過程について

(一財)CSOネットワーク 長谷川 雅子
駒澤大学 李 妍焱

今大会では、日本NPO学会初の試みとして「優秀発表賞」を設けた。大会報告の質向上のインセンティブにしてもらえればと、大会運営委員会の議論の中から生まれたものである。優秀発表賞の対象となる報告は、要旨・報告論文ともに、募集期間内に指定のテンプレートに沿って提出されたものに限り、締め切りやテンプレートに沿った提出への意識喚起の役割も持たせた。

賞の構成は、本学会大会の一つの大きな特色でもある、実践者による報告を増やしていければとのねらいから、研究報告と実践報告それぞれに「優秀研究発表賞」「優秀実践発表賞」を設け、「優秀実践発表賞」の方は全ての実践報告を対象に、また「優秀研究発表賞」は、主として研究発表経験の少ない研究者を対象に、報告論文提出の際に優秀発表賞にエントリーした報告を審査対象とした。

審査は、各セッションのコメンテーターとモデレーターの方々に、要旨・報告論文、当日発表それぞれについて、3つの視点から5点満点、計30点満点で審査をしていただき、その合計得点を基に大会運営委員会にて受賞者を決定する形をとった。審査を担当してくださった、コメンテーター、モデレーターの皆さまには、お忙しい中から快くご協力いただいたことに、この場をお借りして感謝申し上げます。審査用紙のコメント欄にご記入くださった講評についても、審査の参考とするのみならず、学会誌の投稿につなげていくなど、今後、より有効に活用していければとの議論がなされた。

研究報告では、エントリーされた12点中2点のみが、あらかじめ運営委員会の最終審査対象としていた「両審査員ともに25点以上」の基準に達したため、満場一致で受賞を決定した。実践報告については3点中1点がほぼその基準に達していたことから、今後より多くの実践報告がなされることへの期待もこめて、受賞を決定した。

受賞された方々には、大会運営委員長よりご連絡をさしあげるとともに、今後のより一層のご活躍の糧としていただくべく、学会ホームページとニューズレターにて広く公表させていただいている。大会初の試みとなる優秀発表賞を、次回大会以降も継続していただくことを、大会運営委員一同切に願う次第である。

優秀実践発表賞

福島県川内村仮設住宅での清掃ボランティアを通じたヒアリングに関する実践報告

NPO法人コースター 坂上 英和
宮城大学 佐々木 秀之

■発表概要

福島第一原発事故により避難を余儀なくされた福島県川内村が開設する、郡山市内にある応急仮設住宅でのヒアリング調査報告を行った。NPO法人コースターは、応急仮設住宅の清掃ボランティア活動をボランティアの協力を得て、2013年より3年間で計17回開催し、住民へのヒアリング内容を記録した。そのデータをもとに、住民の心情の変化について考察を行った。

■取り組んだ経緯

調査を開始した2013年の当時を振り返ると、仮設住宅内のコミュニティでは、近隣との関係性は持つものの、本音が話づらい状況にあるという声が聞かれるようになっていた。また、幾つかの被災者支援事業を展開する中で、住民からの支援事業への参加を求める誘いに対して、断ることができずにいた結果、かえって疲弊してしまったという意見も挙げられていた。ボランティア側のシーズと住民側のニーズのミスマッチが起きていたのである。

そのミスマッチを解消する方法を探していた時、宮城県石巻市の(特活)石巻復興支援ネットワークが企業CSRと協働で行う仮設住宅の清掃ボランティア活動に出会った。清掃後のお茶飲みを通してコミュニケーションを図る活動を展開していた。報告者はコーディネーターとしてそこに参画しており、同団体からノウハウ移転を受け、また東北大学より仮設住宅におけるヒアリング手法のノウハウの提供を受けて、川内村応急仮設住宅を対象とする「清掃兼御用聞きボランティア」を開始した。

■これからについて

家族と疎遠になっている家庭からの依頼が多いこと、また、そうした家庭ほど部屋の汚れが目立つ傾向があることが判明した。また、仮設住宅のコミュニティに帰属意識を持っている住民ほど、期限いっぱいまで仮設住宅に残っていた傾向が見られた。

今後は、村役場や仮設住宅の自治会と連携しながら、村内での仮設住宅や復興公営住宅、帰還後の個別宅での同様の活動を行っていきたい。



坂上 英和



佐々木 秀之

優秀研究発表賞

「潜在的ボランティア」を活動へ導くための
条件設定と環境づくり

神奈川大学 齊藤 ゆか

「やりたい気持ちをアクションにつなげるには？」

誰かの「役に立ちたい」という気持ちはあるけれど、なかなかアクション出来ない。これは、誰もが経験のあることではないだろうか。

本研究は、こうした「潜在的ボランティア」層を対象に、どのような条件設定と環境を整えれば活動へ導くことが可能か、構造的に明らかにし、実現のための方向を示すことを目的とした。この「潜在層」とは関心や意欲があるが実際には活動を行っていない者を指す。経験者も含め、今後何らかの活動へアクションする可能性が高い層だと考えられる。この層に着目することにより、研究対象の幅を広げるばかりでなく、NPOへの理解者、参加・参画者を増やすことが期待できる。

この「潜在的ボランティア」は、どの程度いるのであろうか。総務省「社会生活基本調査」(2016)によれば、過去1年間に何らかのボランティア活動を行った者は26.3%、4人に1人に過ぎない。一方、「社会のために役立ちたい」(職業・家事や子供の養育を含む)という社会貢献意識を持つ者は65.0%もいる(内閣府2016)。このボランティア活動者と社会貢献意識を持つ者とは単純に比較できないが、国民の3〜4割は「潜在的」な「ボランティア層」と推測できる。

昨今、日本NPO学会では、ソーシャルキャピタルにおける「つながり」や「信頼関係」に着目した研究が多く散見される。また、ボランティアもソーシャルキャピタルの一つの評価指標としてカウントされ、その経済効果や社会的インパクトの可視化が活発化している。

しかし、ボランティアは、個々人の「自発性」が前提となる。それゆえ、一人ひとりのボランタリズムを育てていかなければ、ボランティア行動に結び付くことはないと考えよう。

多くの地域現場では、「ボランティアが固定化・高齢化する現実」を問題視する声がよく聞かれる。その声に応えるためにも、生涯教育の観点から、「個々人の自発的・生産的な生涯の構築が可能となる社会」の実現を目指していきたい。今後は、NPOの人材育成も念頭におきつつ、人の「自発性」がいかに引き出されるか、主体的な学習・環境について構造的に究明していきたい。

NPOの政治活動活性化を目指す
法制度の整備

関西学院大学大学院 法学研究科 稲田 千紘

この度は5月に開催された研究大会にて、報告テーマである「全国の市民活動促進条例にみる政治活動規制」を優秀研究発表賞に選んでいただき、誠にありがとうございます。本報告は関西学院大学で執筆した修士論文を元にしたもので、指導教授である岡本仁宏先生をはじめ、多くの先生方や実務家の方々のご教授によって成り立っています。この場を借りて深くお礼申し上げます。

今回の報告では、全国の自治体にて制定された市民活動促進条例の多くに入っている政治活動規制の現状と問題点を提示しました。NPOの政治活動規制の研究領域では、法人格上の規制の研究が進められていますが、条例上の規制は網羅的には明らかになっていませんでした。本研究では、条例上の政治活動規制を明らかにすることによって、NPOの政治活動活性化に向けた制度整備の議論がさらに活性化することを目指しています。

NPOの政治活動は、歴史的にみてもその重要性が明らかで、且つ憲法上の表現の自由保障された権利でもあります。けれども、多くの市民活動促進条例では、条例の定義する“なんらかの政治活動”を行っていた場合、条例の促進対象になれないというルールが形成されています。条例上で規制を行うこと自体は、関連法との整合性も含めて議論の必要があります。しかし今回の研究で、全国の市民活動促進条例を収集・分析したところ、制定過程で何故規制が必要なのか十分に議会で検討されていないことがわかりました。また、政治活動規制条項は他自治体が参照を重ねる内に少しずつ変化し、NPOセクターの法人格の中で最も詳細で厳しい特定非営利活動法人の規制文言よりも厳しい規制を含む、多様な文言に枝分かれしていることがわかりました。私はこのような厳しい規制によって、市民活動が不当に制限される怖れはないか、という問題意識を持っています。

研究に取り組んだきっかけは、さいたま市の市民活動サポートセンターで、実際に条例の政治活動規制を巡る問題が起きたことでした。今後は、同様の問題を防ぐためにも、また萎縮効果を生まないためにも、自治体と市民活動の協働の場面における政治活動の共通のルールを探っていくことが大切だと思っています。



NPOと
政治

組織離れと組織の政治性

第5回



関西大学法学部 教授
坂本 治也

1. 増える組織、減る参加

レスター・サラモンが「世界アソシエーション革命 (a global “associational revolution”)」と表現したように、1990 年代以降、世界各国で非政府・非営利の諸組織が急速に発展していったのは周知のとおりである。日本においても、1998 年の特定非営利活動促進法制定を重大な契機として、市民社会の活性化が見られるようになった。今日、特定非営利活動法人は約 5 万 1 千法人、一般社団・財団法人は約 4 万 6 千法人、公益社団・財団法人は約 9 千法人、それぞれ存在している。まさに「組織の噴出」と呼べる状況である。

しかし、奇妙なことに、まさに同じ時期に人々の諸組織へ参加する傾向は著しく弱体化した。いわゆる「組織離れ」である。たとえば、明るい選挙推進協会が継続的に行っている有権者意識調査によると、1986 年調査の時点では、自治会に加入している人は 69.7%、PTA 16.5%、労働組合 11.0%、農業関係団体 9.4%、同好会・趣味のグループ 11.7%、「どれにも加入していない」17.0%であった。しかし、30 年後の 2016 年調査ではこれらの組織加入率は、自治会 25.7%、PTA 6.2%、労働組合 5.3%、農業関係団体は 3.0%、同好会・趣味のグループ 13.0%、「どれにも加入していない」43.2%となっている。明らかに組織に参加する人々は減っているといえる。

このような組織参加の衰退現象は、日本だけで見られるものではない。ロバート・パットナムの Bowling Alone の議論が有名なように、衰退幅の大きさや衰退が開始する時期は異なるものの、アメリカを始めとする多くの先進国で共通して見ら

れるものである。

「組織への参加が衰退しているのは、自治会や農協などの伝統的組織のみで、新興の NPO などへの参加は大きく増加しているのではないか」と考える向きがあるかもしれない。しかし、上記の明るい選挙推進協会の 2016 年調査の結果では、「NPO・地域づくり団体」への参加率は、わずか 1.9%である。また、内閣府が 2013 年に実施した「NPO 法人に関する世論調査」では、「NPO 法人が行う活動に参加したい」かどうかを尋ねているが、参加したいと「思う」と答えた人は全体の 17.5%にとどまり（「空気」を読んで本音で答えずに、とりあえず「思う」と回答した者もかなり含まれていそうであり、本音ではもっと少ないだろう）、71.6%が「思わない」と明確に参加を拒否している。そのようなデータから考えると、新興の NPO などであつたとしても「組織離れ」の潮流に逆らうことは十分できていないのが現状である。

2. なぜ「組織離れ」が進行しているのか
— 「政治性」忌避仮説

では、なぜ「組織離れ」が進行しているのだろうか。その原因にはどういった要因が考えられるのだろうか。

しばしば指摘されるのは、価値観の変容である。つまり、上下関係や濃密な人間関係を回避し、よりフラットで緩やかで「薄く」つながる人間関係を好む人々が増えている、という見方である。さらに、「こうするのが当たり前」といった伝統的な慣習や規範に縛られない価値観をもつ人々も増えており、地縁、血縁、職縁などによって「お付き合いで入ります」というような組織加入パターンが減ってきていることも指摘できる。

実際、自治会、労働組合、教会といった伝統的紐帯と見なされるもののほど、加入率が大きく低下している。逆に、個人の自由意志に基づいて、フラットで緩やかで「薄く」つながる組織ほど、加入率の低下はそれほど見られない。明るい選挙推進協会の調査では、同好会・趣味のグループの加入率は減っておらず、むしろ微増傾向すらうかがえる。要するに、現在の人々は組織全般から離れようとしているというよりは、上下関係があり、一回入ったら抜けにくい濃密な関係があり、「入るのが当たり前」とされている伝統的組織から離れようとしている、というのが事の真相のようである。

そのように考えれば、なぜ新興のNPOへの参加があまり広がらないのか、今度は逆に不思議に思えてくる。新興のNPOで形成される人間関係は、伝統的組織に比べれば、比較的上下関係がなくフラットなものである。また、組織への入退は自由だし、地縁・職縁のお付き合いで入るといった類のものでもない。であれば、同好会・趣味のグループ程度には加入率が上がってもおかしくないはずである。しかし、新興のNPOへの参加は依然として低調である。一体なぜなのか。

この疑問を解くカギは、組織の「政治性」にあるのではないか、というのが筆者の仮説である。つまり、「組織離れ」を説明する一要因として「政治離れ」があり、「政治性が強い」と思われている組織ほど、人々はそのような組織に参加したいとは思わなくなっているのではないか、というのが筆者の見立てである。

人々の間に「組織離れ」以上に「政治離れ」が起っていることは、今さら説明するまでもないであろう。政治に対して無関心である人、投票に行かない人、政党に所属しない人、どの政党も積極的に支持しない人（無党派層）は、時代とともに基本的には増加傾向にある。

このような「政治離れ」の基調があるために、「政治性が強い」組織への参加を人々はより強く忌避する、と考えることができる。

たとえば、労働組合のマイナス・イメージとして、その「政治性」を指摘する声がある。連合総研が2003年に実施した「労働組合に関する意識調査（<http://www.rengo-soken.or.jp/houkoku/kenkyu/rousoisikityousa.pdf>）」では、大都市圏に居住する20～50代の民間企業に勤める雇用者を対象に「労働組合に加入することによるマイナス面」を複数回答形式で尋ねているが、「組合活動に時間がとられる」(37.4%)、「高い組合費を負担しなければならない」(31.0%)、「経営者にいらまれる」(26.2%)などと並んで、「選挙活動に動員される」(21.6%)、「思想的に偏りがあるとみられる」(19.7%)を挙げた人々がそれぞれ2割程度存在していることが明らかとなっている。そして、この割合は、労働組合非加入者の間でより高い傾向も判明している。

このように、組織の「政治性」は人々の組織への参加をためらわせる一要因になっている可能性が高い。

3. NPOの「政治性」は人々にどのように捉えられているのか

では、新興のNPOの「政治性」は、人々にどのように捉えられているのであろうか。筆者らが2016年に実施したアンケート調査では、さまざまな政党、団体、個人などについて、それぞれ政治的立場としてどの程度「革新的か、保守的か、中間か」を

答えてもらった。図1はその回答結果の一部を示したものである。「NPO・市民活動団体」を「革新的(1～3)」と答えた人は全体の45.7%であり、「中間的」と答えた割合(40.3%)より多いことがわかる。また、「民進党」を「革新的」と答えた人は38.6%であることから、「NPO・市民活動団体」の方が人々に「革新寄り」ないし「左派的」とみなされている、ということもできる。他方、「NPO・市民活動団体」を「保守的(5～7)」と答えた人も全体の14.0%ほど存在している。

このように、現時点においても新興のNPOはある程度、人々に「政治性」が高い組織の一種、とりわけ「左派ブロック」の一員としてみなされているといえる。NPOの「政治性」は偏見に近く、実態を反映したものではないかもしれない。しかし、人々のイメージとして現に形成されてしまっている以上、それが「NPO忌避」に影響している部分は決して小さくない、と筆者は考えている。

「NPOと政治」が当学会の一大テーマとして定着しつつあることから示唆されるように、近年NPOがアドボカシーなどの政治的行動をとる局面は増加傾向にある。それらの行動は必ずしも「党派的」な意味合いをもつものではない。しかし、図1のデモ参加者に対する人々のイメージが極度に「革新的」にとらえられているように、純粋かつ中立的な政策提言ですら、NPOの「政治性」イメージを高める結果につながる可能性は高いといわざるをえない。そう考えると、NPOのアドボカシーはデモクラシーにとって重要な機能を果たすものの、「NPO忌避」という望まれない「副産物」をもたらす諸刃の剣になってしまうのかもしれない。

「組織離れと組織の政治性」は、「NPOと政治」スタディグループはもちろん、当学会全体で真摯に追究していくべき研究課題のように思えてならない。

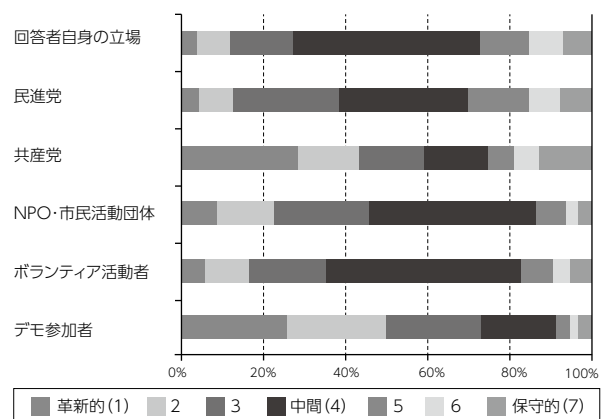


図1 NPOの党派性を人々はどのように認識しているのか

出所：善教将大・岡本仁宏・三浦麻子・坂本治也「寄付行動に関する意識調査」第一波調査（1500名対象のwebモニター調査、2016年11～12月実施）のデータ（DK回答はのぞく）。

第5回

あの人にぶつけてみた
7つの質問

大橋雄介さん

(NPO法人アスイク 代表理事)



おおはし ゆうすけ

◆大橋 雄介さん略歴◆

1980年生まれ。福島市出身、筑波大学卒。株式会社リクルートマネジメントソリューションズのコンサルタントとして、大手企業に対する組織開発のコンサルティングに従事した後、2010年3月に独立。独立後、市民活動の先駆者である加藤哲夫氏と出会い、NPO法人せんだい・みやぎNPOセンターにてソーシャルビジネスの起業支援やネットワーク形成プロジェクトを担う。震災発生直後にアスイクを設立。著書に、「3・11被災地子ども白書」(明石書店)等。

①NPOの立ち上げに至るまでの経緯を教えてください。

大橋：もともとは脚本家になりたいと考えていたのですが、あえなく挫折しました。大学卒業後、東京のITベンチャーに就職したのですが、人の役に立っているのか疑問に感じて、丸1年でやめました。社会人2年目は、仙台の地域活性化に関わる会社の立ち上げ期のメンバー募集を見つけ、これだ!と思って仙台に引っ越してきて働き始めました。そこでは、就労支援や、仙台駅のバリアフリーに関わる仕事をしていました。でも、おもしろくなくて、よく社長とけんかしていました(笑)。自分で独立して起業しようと思ったけど、その時20代中盤くらいで、力がなくて悩んだ挙げ句、20代はお金をためて手に職をつける期間にしようと思い、東京に戻って就職活動をしました。26歳のときです。結局、リクルートでコンサルをしながら、3年くらいみっちり修行しました。そして、チャレンジするなら今かなと、もう一度仙台でチャレンジしたいと思って退職し、えいやー!ってプランもなにもないまま仙台にきました。それが2010年3月です。縁あってせんだい・みやぎNPOセンター代表の加藤哲夫さんにソーシャルビジネスの支援事業を立ち上げるから手伝って!と言われたのが、僕とNPOとの最初の接点でした。そのまま1年間働いているうちに震災が起きました。行政などとの会議に参加するなかで、このあと学校に戻れない子たちがたくさんでくるという話を聞いて、地元のNPOもほとんど動いていなかったし、だったら自分でそういう問題について取り組んでみようと思って、3月下旬には仙台市内の避難所に入って、そこで学習支援の活動を始めたというのが出発点でした。

②震災の時は被災した子供たちが相手だったと思いますが、現在はどのような子供たちがアスイクを自分の場所としているのでしょうか。

大橋：単純化して言うと、貧困世帯の子供を対象としています。貧困世帯の基準というのは難しいところで、要は、みんなと同じように普通に生活ができない、進学ができない、塾に行けない、必要なものを買えない、お金の余裕がないということと、そこから派生して、社会から排除されてしまっている子どもたちのことです。貧困って結構わかりにくくて、僕も6年間この活動やっているけど、なかなかはっきり言えないんです。ひとつじゃないんですね、抱えているものは。事業によっても対象が違って、ある事業は生活保護を受けている家庭、ある事業では一人親の家庭というように、事業によって定義している貧困は違います。

③これからの思い描いている展望はありますか。

大橋：この2年くらいにやることはきまっていて、大きく3つあります。一つは、自治体とやっている協働事業。生活困窮者自立支援法に基づいて僕たちはいろんな自治体と学習支援の事業とかを作っているんですけど、東北って福祉に対する意識がそんなに強なくて、

支援の行き届かない自治体がけっこうあるので、そういう自治体と話をし、子供のサポートを自治体が行っていけるように、活動を広げていきたい。二つ目は、自主事業を拡大すること。子供の貧困を減らすために、行政との協働事業での学習支援や居場所づくりだけではどうしようもないこともたくさんあって、それだけでできないことは、自分たちの事業でつくっていきましょう。うちでいうと、フリースクールなんかは行政に委託されてやっているわけではなく、自主事業で勝手にやっているもので、そのような事業をもっとやっていきたいと思っています。三つめは、政策活動。例えば、一人親の生活を支援するような手当をもっと増やしていきましょうとか、奨学金を増やしたり、中退を減らすための支援をしたり、そういった政策活動を行っていききたいですね。

④ NPOに関わって6年が経つわけですが、自分が携わったことによってNPOに対して社会における可能性みたいなものは感じますか。

大橋：もともと、こういう仕事のつくり方というのは面白いなと思っていました。新しいというか、利益を求めるんじゃない、何の為に、何を成し遂げるかというのを軸にして運営していく組織とか仕事というのはすごく良いなと、可能性を感じていました。ひたすらに利益を追求するような民間企業の経験がベースにあって、そういうところからNPOに方向ががらっと変わって、改めて民間企業を違う視点から見られたかなと。NPOだからこそ関わる人がいたり、民間企業では拾えないような声を拾えたり、NPOならではの多様性は感じます。課題もありますが、NPOにしても株式会社にしても、そういう法人格とかではなく、どういうスタンスでやっているかというのが大事なのかなと思います。

⑤ 20代から30代にかけてご自身の転換期を迎えたわけですが、ご自身の20代も振り返りつつ、いまの若者に伝えたいことはありますか。

大橋：あまり偉そうなこと言える立場じゃないですけど、学生のボランティアをみると、みんな余裕がなくなっているような気がしますね。例えば、大学に入った段階で公務員になるとか先生になるとか、いろいろ決めていて、そこから逆算して、バイトを選んだりボランティアをしたり。僕の場合は、なんとなくで始めたことも多いですが、それでもそこで誰かに出会ったり、何か生まれたりして今に至るわけで、今こんなことをしているなんて若いときは全く思わなかったわけですよ。人生って、自分で決めることってそんなに多くなくて、動いているなかでできてくるものなのかなって思います。偶然の出会いを大事にして自分の人生を作っていくというのも良いんじゃないですかね。

⑥ ところで小学生時代にもご自身を形成するような経験があったのでしょうか。

大橋：警察一家で転勤族だったんですよ。生まれは福島で小学校4年生から4年間、会津の三島町という小さな町に住んでいて、全校で70人くらいの学校に通っていました。周りの子たちは山奥で遊んでいたから肌が黒かったんですけど、僕は白かったののでいじめのターゲットにされました。助けてくれる大人もいなくて、かなり苦しかった記憶があります。父親がスポーツ少年団で剣道を教えていたこともあって、剣道で一番になったりしているうちに、ガキ大将ポジションになりました。1年ほどでしたかね。うまくいかない状況があった時に、逃げるとかひきこもるとか、いろんな対応があると思うんですが、そこで僕は戦う方を選びましたね。そのころに、努力して自分で環境を変えるみたいな生き方を学んだように思います。ただ、僕自身はそういう生き方がすべてではないとも考えてますけど。

⑦ 挫折をしたり、何かをやめたりしたときに、福島に戻るといふ展開がありました。そういった自分の戻る場所があり、頼れる人がいるということが今の活動と関係が深いようにも感じとれるのですが、なにか思われるところはありますか。

大橋：自分が無茶苦茶なことをやってもなんとかやってこれたりとか、大変でしたけど、踏ん張ってこれたり、チャレンジしてみようと思えたのって、あまり意識はしていなかったですけど、自分の中で安全な基地というか土台があったからなんですよ。例えば、いざとなったら戻れる家とか、人との繋がりがいろいろな経験もそうですね。それがあったからこそまでできたと思います。だけど、貧困というのは社会的孤立という概念がセットだと思っていて、お金の問題だけでなく社会的に孤立しているというのがあって、頼る人がいないとか、拠り所となる経験がないとか、そうなってくると、自分で人生を切り開くのがすごく苦しくて、難しいんだと思います。だからできるだけいろいろな人に、貧困とか関係なく、自分の土台になるような経験とか拠り所とか、自分なりのセーフティネットみたいなものが広まっていくといいなと思っています。

(構成：芳賀・石田)



著書

「3・11被災地子ども白書」

東日本大震災発生直後、仙台にて教育支援NPO「アスイク」を立ち上げた著者が、被災地の子どもたちと家族が置かれた現状を丹念に聞き取り調査し、さまざまなデータを駆使して完成した白書。阿部彩氏の解説も含め、子どもへの必要な支援とはなにかを探る。



新連載

環境と協働

地域の環境課題を協働で解決へ導くために

東京都市大学環境学部教授／佐藤 真久(環境省 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業アドバイザー委員長)
早稲田大学戦略研究センター准教授／島岡 未来子(同アドバイザー委員)
地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)／江口 健介・村尾 幸太(同全国事務局)

今号から5回にわたって、地域の環境課題に様々な主体が協働で取り組む事例をご紹介します。

地域における環境課題を取り巻く環境は、少子高齢化や厳しい財政状況に加えて、市民の生活様式や価値観の多様化によって大きく変化しています。これに伴って、従来型の行政、NPO、企業といった単一のセクターによる活動のみでは、地域の環境課題を解決へ導くことが極めて難しくなっています。「環境省地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」では、様々な主体による「協働」での地域の環境課題の解決を目指し、かつ全国的に普及・共有可能な先導的なモデルを形成することを目指しています。本事業の特徴は、「協働」という複雑な事象に、実践と理論の両面からアプローチし、かつそれらを融合的に議論し、実践に戻すというサイクルを試みているところにあります。今回の特集では、本事業を題材に、事業の背景と特徴、事例の紹介と理論的な面についてご紹介します。

1. 事業の背景

2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルク・サミット)」では、「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」が決議され、翌年7月には、国内法として「環境教育等推進法」が議員立法により制定されました。この法律は、環境教育の振興を目的としていました。その後、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の「協働」の重要性の拡大と環境教育のさらなる充実を図る必要が高まったことから、2011年6月に「環境教育等促進法」として改正されました。これを受け2013年から始まった「環境省地域活性化に向けた協働取組の加速化事業(以下、本事業)」は、全国規模及び地方のNPOや協議会等による協働の取組を採択し、地域の環境課題の解決を目指しています。

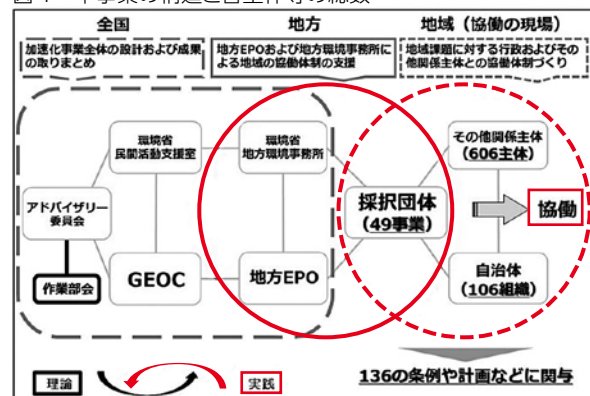
2. 事業の設計

本事業は、①地域課題を解決すること、②中間支援組織の能力形成をすること、③事業の成功の要因や失敗の要因、そして中間支援組織が持つべき機能等に関する知見を蓄積し、社会全体に

還元すること、を目的としています。

この目的を達成するために、本事業は次の特徴的な構造をとっています(図1)。全国事務局の地球環境パートナーシッププラザ(以下、GEOC)及び地方事務局の地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPO)が中間支援組織として取組に伴走して支援を行っています。GEOCは、環境省民間活動支援室や有識者で構成されるアドバイザー委員と密接に連携しつつ、事業全体の調整と助言を地方EPOに行っています。地方EPOは、担当地域の取組について、採択団体の紹介やネットワークの構築等を含めた団体への助言や指導を行っています。また、環境省地方環境事務所は、応募団体の採択審査や地方EPOと連携して進捗状況の監督の役割を担っています。採択団体は、地域の環境課題の解決に向けて、行政やその他関係主体との協働体制をつくることが求められています。

図1 本事業の構造と各主体等の総数



アドバイザー委員は、採択審査に参加し、事業の成果物を作成する会議のメンバーとなってGEOCや地方EPOと一緒に作業を行っています。アドバイザー委員が実際の事業に参画することで、協働の理論的な面を現場に落とし込み、理論と実践の相乗効果を生むことを企図しています。また、全国8地域に点在する地方EPOのネットワークも活用しています。地方EPOのネットワークにより、全国の各地域で行われている取組の内容やノウハウを共有することが可能であり、これを分析し、さらに取組の現場で活用されることで事業全体の好循環を生じさせようとしているのです。

まさに、この事業設計自体が、様々な専門性や役割を有する主体による「協働」を志向しているといえます。

3. 採択事例と成果

本事業が始まって5年が経ち、継続案件を含む計49件の取組が全国31の都道府県を舞台に行われてきました。これらの取組のテーマは、公害、地域エネルギー開発、森林、海辺の環境整備など様々であり、その地域性や地域規模、実施主体もNPO法人、企業、一般社団法人、自治会など多種多様です（表1）。

表1 採択案件例

地域	応募総数	(例) 採択団体の名称	(例) 採択された取組の名称(採択年度)
全国	15	(公益財団法人)公害地域再生センター(あおぞら財団)	・公害資料館の連携・教育・地域再生の経験交流(H25) ・公害資料館の連携・参加型学習で被害者・企業・行政・地域をつなぐ(H26) ・公害資料館とステークホルダーの協働(H27)
北海道	29	「人と海鳥と猫とが共生する天売島」連絡協議会	・天売島の海鳥保護を目的としたノラネコ対策促進のための協働取組(H27) ・「人と海鳥と猫が共生する天売島」の実現に向けた協働取組(H28)
東北	24	鶴岡市三瀬地区自治会	・鶴岡市三瀬地域木質バイオマスで地域でエネルギーを自給自足(H28・H29)
関東	58	(学校法人)駿河台大学	・名栗の環境問題と地域課題を考える里山型自然学校の構築と地域連携プロジェクト(H28)
中部	44	(株式会社)柳沢林業	・筑北村東条地区における里山交流促進計画(H28) ・森も人も健康に〜筑北村 福祉の森プロジェクト(H29)
近畿	36	(特定非営利活動法人)プロジェクト保津川	・川と海つながり共創プロジェクト(H26)
中国	22	(一般社団法人)若狭高浜観光協会	・ブルーフラッグ認証取得活動を通じた海岸維持体制の再構築(H26・H27)
四国	21	うどんまるごと循環コンソーシアム	・うどん県・さぬき油田化プロジェクト(H25) ・うどんまるごと循環プロジェクト(H26)
九州	43	(一般社団法人)小浜温泉エネルギー	・小浜温泉地域における温泉資源を活用した低炭素まちづくりと持続可能な観光地域づくりに向けた協働取り組み事業(H25・H26)

本事業が始まった当初は、事業と協働を両輪で回す、というコンセプト自体がなかなか理解されませんでした。例えば従来であれば、廃棄物の削減量、イベントの参加人数、ツールキットの作成などの事業面が主たるアウトプットとなるかもしれません。しかし、本事業では異なる主体が協働で取り組むこと、その試行錯誤の抽出、という別の視点も強く求められました。採択団体からは「何を期待されているのがよく分からない」、「協働は手間がかかるので事業成果のみに集中する方が効率的では」といった声も聞かれました。しかし年を追うに従って、次第に関係者の理解が進んできました。それは事業開始から2年、3年が経ち、協働で行ったことの効果がじわじわと目に見えて出てくるようになったことも関係しています。

毎年行われる年度末報告会は、採択団体を始め、関係者100名以上が一堂に会する場です。採択団体は一年の活動を発表し、他の採択団体、GEOC、EPO、アドバイザー委員、環境省間でお互いに喧々諤々の議論を行います。その中で、事業の意義や自



2015年度採択のさがみ湖 森・モノづくり研究所による「森とつながる移動フォーラムin篠原」の様子。



2017年2月に東京で行われた本事業の年度末報告会の様子。

身の事業への認識が進み、事業者間のネットワークも生まれています。例えば、宮城県で環境分野の人材育成を行っている団体が、本事業を通じて知り合った長崎県で低炭素まちづくりを行う団体とつながりイベントを共催するようになっていきます。当初、採択された取組の多くは、地域の環境課題の解決に向けた熱い思いがある一方で、「協働」とは何をすることなのか、協働で取組を行うことに何のメリットがあるのか、について理解を得ることが難しいこともありましたが、採択団体が関係主体と対話を重ねることで、先進的で模範的な事例も現れはじめ、今では団体が一同に集まって建設的な意見交換ができるまでになってきました。

5年目を迎えて、本事業からは様々な成果や発見がうまわれています。定量的なものをあげれば、本事業で採択された49の取組には、606の主体が関与しました。政策へのインパクトとしては、106の自治体が関与し、136の条例や計画策定に影響を与えました。また、これまでの採択団体は、本事業の支援終了後もそのおよそ9割が何等かの形で取組を継続しています。

これまで本事業に携わってきて、私たちは次を実感しています。協働には、運営の場を苦労してデザインしたり、想定していなかった事柄が起こったり、これまで無関係であったり対立してきた人や組織との関係構築などの困難が伴います。しかし協働で議論を重ねるからこそ、新しいアイデアが生まれ、互いが学びあい、これまで「私が考える課題」であったものが「みんなの課題」となり、地域の力が結集していくのではないのでしょうか。次回では、具体的な事例をご紹介します。どうぞ楽しみに。

会則・細則が 変わりました

このたび学会の会則が大きく変わりました。会則改正に併行して、その下位規程である各種細則もいっくに整備されました。学会の根幹に関わるガバナンスとコンプライアンスの議論百出のなかで、任意団体としての本学会がとすると軽んじてきたルールの不断の見直しとその履行の徹底にすぐにも着手すべき、との会員の大きな声に呼応してのことでした。

しかしながら、言うは易く行いは難しとはこのこと。その気の速くなるような膨大で、緻密な作業を黙々と進めてくださった方々、とりわけ、初谷勇委員長をはじめとした組織運営委員会の皆様に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

同委員長の手になる下記の文章を読み返しつつ、役員選挙でたまたま選ばれた第9期理事会理事のなかに、規程に明ら

方々が一定数おられたことは誠に僥倖であった、と改めて安堵しているような非力な会長ではありますが、今回の会則改正・細則整備を礎に、さらに市民社会に開かれた学会たらんと尽力したいとの思いを新たにしています。(樽見弘紀)

日本NPO学会会則改正および細則制定について

組織運営委員会

① 会則改正等の経緯

1.1 会則改正等の契機

2014 年度から 2015 年度にかけて、本学会では、会員の研究倫理に関わる事案に対応する過程で、会員総会、会員用 ML 等で会員から、また理事会においても、監査や情報公開、懲戒に関する手続や、役員の選挙管理、各機関の役割などについて、会則本則の運用の適正化及び下位規程の不備の解消等を指摘する様々な問題提起が重ねられた。学会運営の円滑化とガバナンスの強化を図るべきとの強い要請のもと、第8期理事会（2014-2015 年度）から第9期理事会（2016-2017 年度）に対し、会則等見直しの申し送りがなされ、選挙管理委員会からは役員選挙に係る規定の整備を求める意見が示された。

これらを受けて、第9期理事会では、2016年5月22日の第1回理事会において、25名の新理事全員が会務を分掌することとし、組織運営、学術研究、大会運営、編集、学会賞選考を担当する五つの委員会が設置された。うち組織運営委員会は、樽見会長、服部副会長、石田事務局長の三役を含め、大久保、太田、小林、初谷、山岡の各理事計8名で構成し、互選により委員長を選出した。以上の経緯を踏まえ、学会会則改正及び細則等制定について検討、協議することとした。

1.2 会則改正等の進捗

今回の改正・制定作業は、次の三段階に分けて進められている。

(1) 2016年5月から2017年3月の会員総会まで

まず、2017年3月の総会を目的に、「会則」の改正と、細則のうち「会員細則」の制定を図った。2016年内に組織運営委員会で数度の議論を経て作成した会則改正案と会員細則案は、2017年1月29日の2016年度第3回理事会において審議の上、賛成多数で承認された。その後、2月10日から23日までの2週間、総会に付議予定のこれらの改正案を、会員のパブリックコメントに付した。今後の学会の組織運営に大きな影響を及ぼす会則改正案と会員細則案を総会に付議するに先立ち、会員に共通理解を深めていただき、できる限り多様な会員意見を反映するために初めて行われたものである。その結果、2名の個人会員から会則改正案について詳細なコメントが提出され、組織運営委員会では、提出コメントに対する対応案を含め、改正案を改めて精査検討の上、理事会に報告し承認を得た(会員細則案に対するコメントはなかった)。

2017年3月26日、日比谷図書文化館大ホールで開催された総会において、会長により会則改正案及びそれに基づく会員細則案が付議され、質疑や賛同意見が示された後、可決され、即日施行された。

(2) 2017年3月総会終了後、5月総会まで

第二段階は、2017 年3月総会終了後、5月の第 19 回全国大会（於：

東京学芸大学) 時における会員総会までである。3月総会での会則改正を受けて、新会則に基づく5件の細則(①会員の懲戒に関する細則、②理事候補者選挙の手続きに関する細則、③電子メール等による理事会決議細則、④情報公開細則、⑤事務局細則)の制定案を組織運営委員会で検討作成した。細則案は5月大会時の理事会で趣旨説明の後、異議なく可決され、総会に報告の上、即日施行された(会員細則は総会議決事項だが、他の細則は理事会議決事項。))。

(3) 2017年5月総会以降現在まで

第三段階は、2017 年5月総会以降現在までである。5月総会時点で制定方針を説明した「委員会細則案」の検討と、学術研究委員会提案のスタディグループに係る規定の検討を行い、「スタディグループ交付金要綱案」を作成した。組織運営委員会による制定案は現在所管委員会の確認中で、確認後、速やかに理事会の議決を得て制定を予定している。（※新会則及び細則等の一覧については別表参照。会則改正及び細則等制定に係る議案を含む総会資料は本学会ウェブサイトで一般公開、また、会則改正案の図解等を含む理事会資料及び同議事録、さらに、パブリックコメント資料は会員用ウェブサイトに収録、公開されている。）

② 会則改正のポイント

2.1 基本方針

会則本則の改正にあたっては、前掲の経緯や要請を踏まえ、特に次の3点を基本方針として臨んだ。一つは、「円滑な学会運営の強化(学会運営上の要請)」、二つには「ガバナンス・規律の明確化」、三つには「規定間の矛盾や不明確な条項等の解消(文言上の修正)」である。その他、会則本則と下位規程の細則等との関係の整理、用語・表現の統一も図った。

2.2 改正案の概要

改正案の改正のポイントを、上記の基本方針3点に沿って述べる。

(1) 学会運営上の要請

①事業計画及び予算(第29条)

事業計画及び予算を、総会の承認事項から、定時総会への報告事項とした。

②事業年度(第31条)

事業年度は4～3月のままとし、事業報告書及び決算の「毎事業年度終了後3箇月以内」の総会の承認(第30条)を満たすため、定時総会を5月又は6月とし、大会も定時総会に合わせて5月又は6月開催とすることとした。

表1 日本NPO学会会則および細則等一覧

新会則	細則等（新会則根拠規定）
第1章 総則	
第1条(名称)	
第2条(目的)	
第3条(事業)	
第2章 会員	
第4条(会員)	■ 会員細則(第4条第2項)
第5条(正会員の入会)	
第6条(賛助会員の入会)	
第7条(会費)	
第8条(会員資格の喪失)	
第9条(懲戒)	■ 会員の懲戒に関する細則(第9条第3項)
第3章 総会	
第10条(定時総会)	
第11条(臨時総会)	
第12条(総会の招集)	
第13条(議長)	
第14条(議決)	
第15条(議事録)	
第4章 役員等	
第16条(役員)	
第16条の2(選任等)	■ 理事候補者選挙の手續きに関する細則(第16条の2第2項)
第17条(役員の職務)	
第18条(役員の任期)	
第19条(解任)	
第20条(顧問)	
第21条(報酬等)	
第5章 理事会	
第22条(構成)	
第23条(権能)	
第24条(開催)	
第25条(議長)	
第26条(議決等)	
第27条(電子メール等による決議)	■ 電子メール等による理事会決議細則(第27条第2項)
第6章 学会賞	
第28条(学会賞)	■ 学会賞細則(第28条第2項)※
第7章 会計、事業計画及び報告並びに情報公開	
第29条(事業計画及び予算)	
第30条(事業報告書及び決算)	
第31条(事業年度)	
第31条の2(情報公開)	■ 情報公開細則(第31条の2第2項)
第8章 会則の変更及び解散	
第32条(会則の変更)	
第32条の2(解散)	
第9章 事務局および各種委員会	
第33条(事務局)	■ 事務局細則(第33条第4項)
第34条(各種委員会)	■ 委員会細則(第34条第3項)※
第10章 細則	
第35条(細則)	■ スタディグループ交付金要綱(第35条)※
付則	

(注1) 細則等のうち※を付したものは、組織運営委員会による制定案を所管委員会において確認中で、確認後、速やかに理事会の議決を得て制定の予定。
(注2) 新会則の各章・条見出しのうち朱書きした箇所は、改正または新規制定を示す。

③ 各種委員会(第34条)

組織運営、学術研究、大会運営、編集、学会賞選考の5委員会は会則上の常設委員会とし、必要に応じて理事会決議によりその他の委員会を設置できることとした。委員会の委員は、理事会の決議により会長が任命することとし、理事会との関係を明確化した。委員会の組織、運営については細則を設けることとした。

なお、上記①～③のほか、目的条項(第2条)について、「NPO、NGOの概念の多様性、社会的企業の台頭等、非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改める必要はないか」との問題意識から同旨の改正案も併記、提案されたが、理事会では「学会を方向付ける重要な規定であり、より慎重に時間をかけて検討を重ねる」とし、今回の改正は見送られた。

(2) ガバナンス・規律の明確化

① 懲戒(第9条)

懲戒のうち除名は会員資格を剥奪する最も厳しい処分にあたるため、総会の決議については旧規定の「出席会員の3分の2以上」ではなく、「正会員総数」を分母とした。同規定の実効性を確保するため、総会を

表2 会則改正の基本方針と主なポイント

論点区分	関連条文	新会則	理由
1. 学会運営上の要請			
事業計画及び予算	§29	・ 定時総会への報告事項とした。	・ 年2回の社員総会を開催することは財政上も事務的にも極めて困難であることを勘案。
事業年度	§31	・ 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで(従来どおり)。 ・ 定時会員総会の開催を今後は5月または6月とする。 ・ 定時会員総会は、従来、年次大会の際に開催されていることから、年次大会の開催も今後は5月または6月とする。	・ 3月大会時に総会を開催する従前の慣行によれば、3月末決算では、常に1年前の決算承認となり、第30条による3か月以内の承認を満たさなため。
各種委員会	§34	・ 委員は、理事会の決議により会長が任命することとした。 ・ 会則回規程として「委員会細則」を設ける。	・ 委員会と理事会との関係が明確でなく、問題が生じやすいので、明確化。
2. ガバナンス・規律の明確化			
懲戒	§9	・ 正会員総数の3分の2以上の決議を除名成立の要件とした。	・ 除名は極めて厳しい処分であり、従前の「総会出席会員の過半数」では、ごく一部の少数の会員の決議で除名が成立してしまうことから、決議要件を加重。
臨時総会	§11(3)	・ 一定の事由ある場合における監事の会員総会招集請求権とした。なお一定の事由とは「業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見しこれを会員総会に報告する必要がある場合」(§17⑤(2))。	・ 従前の監事による会員総会招集権の規定は、組織の機関設計として極めて異例なため削除。一定の事由がある場合の、会長に対する総会招集請求権に改めた。
総会の招集	§12②	・ 監事から総会招集請求があったときの会長による50日以内の招集義務に加えた。	・ 上記による。
議決	§14②	・ 議長は最初の決議には議決に加わらないことを明記。	・ 従前規定では、議長は最初の投票において議決権を行使し、さらに可否同数の場合採決権を行使でき、一人一票の原則に反するため。
議事録	§15	・ 議長のほか、総会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした。	・ 議事録の信ぴょう性を十分担保するため、複数署名の一般慣例に従う。
役員	§16	・ 投票により選出された者は候補者であることを明記するほか、「選挙管理委員会」も「理事候補者選挙管理委員会」と改める。	・ 役員選任は会員総会の専決事項であり、旧会則16条第2項の「投票により選出する」という表現は不適切であったため、修正。
選任等	§16の2	・ 監事は「理事会が推薦し」と改める。	・ 従前の、会長による監事の委嘱は、ガバナンス上不適切なため。
役員の任期	§18①、②	・ 役員任期の始期と終期を明確化。	・ 従前の「2年」は任期の始期と終期が不明確なため。
開催	§24①	・ 請求した理事の直接招集権を規定。	・ 理事総数の5分の1以上の理事から請求があっても会長が理事会を招集しない事態に備える。
	§24②	・ 第2項を設け、監事請求があったときに会長は理事会を招集しなければならないことを規定。	・ 監事請求に対し会長が招集しない事態に備える。
議決等	§26③	・ 議長のほか、理事会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした。	・ 会員総会議事録同様、複数署名とした。
3. 文言上の修正			
会員	§4①(1)以下全関連条文	・ すべての条文において「正会員」と改める。	・ 従前の「個人会員」ではなく、正会員と賛助会員の区別を明確化。
会員細則	§4②	・ 会則下位規程として「会員細則」を設ける。	・ 入退会手続きなど詳細を規定するため。
会費	§7①	・ 会費は「会員細則」に規定し、会則からは削除。	・ 会費の変更可能性を考慮。
定時総会	§10③	・ 「本会則で定める以下のもののほか、本会の運営に関する重要事項について議決する。」と改める。 ・ 併せて、以下の条項について削除又は追加若しくは変規定の箇所を変更した。	・ 従前の会則10条第3項では「本会則で定めるもののほか、以下の事項について議決する」と規定していたが、その3号(1)～(6)はすべて会則で規定しており、「本会則で定めるもののほか」には該当しないため、既定の矛盾を解消。
役員の職務	§17③	・ 常務理事の職務として「業務を分担する」と改めた。	・ 「事務を分担」は表現として軽く不適当。
	§17⑤2号	・ 「会長に総会の招集を請求することができる」とした。	・ §11③の改正(監事の総会招集請求権)による修正
	§17⑥	・ 17条から外し、別条文(§20)で規定した。	・ 顧問は役員ではないため、役員の職務を規定する本条から除く。
解任	§19	・ 顧問の解任は役員の解任と別条文(§20)に規定した。	・ 同上
議長	§20	・ 「事故あるとき」を「事故あるとき又は不在のときは」と修正する。	・ 役員改選後第1回の理事会で会長等を選出する場合、会長・副会長は事故というより不在であるため。
電子メール等による決議その他	§3.5.6.16.24.30	・ 旧会則第1項と第6項のみ新会則に規定し、その他の項は、細則に規定した。 ・ 法令用語の用例に準拠して修文。	・ 従前の手続規定などの詳細は会則にふさわしくないため。 ・ 「又は」「若しくは」「場合」「とき」「箇所」など表記の整理、統一が必要。

日本NPO学会会則改正および細則制定について

欠席した正会員の表決手続については懲戒細則で明確に規定することとした。

②臨時総会(第11条第3項)

旧会則では監事の会員総会招集権を規定していたが、監事の総会招集権は組織の機関設計としては極めて異例であるため削除し、一定の事由がある場合に会長に対して総会の招集を請求する権利(会員総会招集請求権)に改めた。なお、一定の事由とは「業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見しこれを会員総会に報告する必要がある場合」をいう。

③総会の招集(第12条第2項)

監事の総会招集請求権に改正したこと、請求があったときの会長による50日以内の招集義務に加えた。

④議決(第14条第2項)

一人1票の原則に基づき、議長は最初の決議には議決に加わらないことを明記した。

⑤役員の選任等(第16条、第16条の2)

役員選任は会員総会の専決事項であることから、旧会則の「投票により選出する」という不適切な表現を改め、投票により選出された者はあくまで候補者であることを明記し、従前の「選挙管理委員会」も「理事候補者選挙管理委員会」と改めた。また、旧会則の「監事は会長が委嘱し」は、ガバナンス上問題であることから、「理事会が推薦し」と改めた。

⑥役員の任期(第18条第1項、第2項)

旧会則の「2年」は任期の始期と終期が不明確であったことから、一般法人法や会社法の規定に倣い、始期と終期を明確化した。

⑦開催(第24条第1項、第2項)

理事総数の5分の1以上の理事から請求があっても会長が理事会を招集しない事態に備え、請求理事の直接招集権を規定した。また、監事請求に対し会長が招集しない事態に備え、第2項を設け、会長は理事会を招集しなければならないことを規定した。

⑧議決等(第26条第3項)

会員総会議事録同様、議長のほか、理事会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした。

(3) 文言上の修正

①会員(第4条第1項(1)以下全関連条文)

従来の「個人会員」を「正会員」に改め、賛助会員との関係を明確にした。

②会員細則(第4条第2項)

会則の下位規程として、入退会手続きなど詳細を規定する「会員細則」を設けた。

③会費(第7条第1項)

会費の変更可能性を考慮し、会費は「会員細則」に規定し、会則からは削除した。

④定時総会(第10条第1項、第3項)

定時総会の議決事項について、旧規定に見られた矛盾を解消するとともに、会則の変更に伴い必要な削除又は追加を行った。

⑤役員の職務(第17条第3項、第5項第2号、第6項)

常務理事の職務を「業務を分担する」に改めた。また、監事の総会招

集請求権に改正したことにより「会長に総会の招集を請求することができる」とした。

⑥議長(第20条)

役員改選後第1回の理事会で会長等を選定する場合、新たな会長・副会長が不在であるため、当該理事会の議長を理事の中から選定できるようにする必要があったことから、「事故あるとき」を「事故あるとき又は不在のときは」と改めた。

⑦電子メール等による決議(第27条)

会則本則の規定として詳細に過ぎることから、旧会則第27条第1項と第6項を改正会則に規定し、その他の項については、新設した細則にその他必要事項とともに規定した。

③ 細則等制定のポイント

2017年3月総会における会則改正を受けて、会員細則以外の細則等の制定については、(1)同年5月の理事会で議決を得て施行するもの、(2)5月理事会で審議した上で、後日理事会の議決を行うもの、(3)5月総会で検討経過を報告し、さらなる検討に委ねたものに三分し、組織運営委員会において起案を進めた。以下、この区分に従い、<制定のポイント>を述べる(細則名に付したカッコ内は会則の根拠条項を示す)。

(1) 2017年5月理事会で可決され、総会に報告の上、即日施行されたもの

①「会員の懲戒に関する細則」(会則第9条第3項)

<会員の人權に配慮しつつ、実効性のある懲戒細則を明定し、事態に備える。>

②「理事候補者選挙の手続きに関する細則」(会則第16条の2第2項)

<被推薦者数、投票連記数の増員など、会員から広く人材を募る手立てを講じ、あわせて選挙管理等の手續の明確性、公正性を担保する。>

③「電子メール等による理事会決議細則」(会則第27条第2項)

<理事が参集、協議する意義を尊重しつつ、緊急時の例外的措置として現実的要請に対応した。>

④「情報公開細則」(会則第31条の2第2項)

<公正で開かれた学会活動を推進するため、規定を整備した。>

⑤「事務局細則」(会則第33条第4項)

<学会事務局機能を一元化し、会務の統一的処理を図るため体制を整備した。>

(2) 2017年5月総会で検討経過を報告し、理事会の議決は後日としたもの

審議結果を踏まえ、組織運営委員会に必要な修文を行い、後日理事会の議決を行う。

①「委員会細則(案)」(会則第34条第3項)

<委員会を理事会の下に位置付け、ガバナンスを統合、整序するとともに、人事を明確化する。>

②「事業執行細則(案)」に相当するもの(会則第35条)

「スタディグループ補助金規定」(案)

(3) 2017年5月総会で検討経過を報告し、さらなる検討に委ねたもの

①「学会賞細則(案)」(会則第28条第2項)

学会賞細則(案)(年次大会における「優秀発表賞」の取扱い検討を含む)について、会長から学会賞選考委員会に意見確認中である。同意見をもとに組織運営委員会で文案を再検討し、次年度の事業執行に間に合うよう理事会に報告の上、議決を行う。

日本NPO学会 ディスカッション・ペーパー制度ご利用案内

Japan NPO Research Association Discussion Papers

日本NPO学会では、ディスカッション・ペーパー制度を運用しています。ディスカッション・ペーパーとは、完成に近い作成途上の論文で、完成一步手前の段階で内容を公開し、その分野の専門に近い方々から幅広くコメントをもらい、改訂・修正を加えて完成度を高めたいと、学術誌に投稿することを目的に作成するものです。また、執筆者のアイデアを早めに公開し、模倣研究を牽制することも意図しています。一方、読者側のメリットとしては、最新の研究を学術誌掲載のはるか前に把握することができるという点が挙げられます。日本NPO学会のディスカッション・ペーパーもそうしたメリットを考慮し、会員サービス充実の一環として創設されるものです。

ディスカッション・ペーパーの改訂版を当学会機関誌「ノンプロフィット・レビュー」に投稿していただくことも可能です。ディスカッション・ペーパーの作成方法としては、印刷版の作成は行わず、PDFファイルを学会ホームページに掲載していくことによって公表いたします。

内容や意見は執筆者個人に属し、日本NPO学会としての見解を示すものではありません。

投稿は随時受け付けております。執筆者は以下の投稿規定に従ってください。ディスカッション・ペーパー制度に関する詳細は下記専用ページをご覧ください。(投稿に必要な書式もこちらからダウンロードできます。)

<http://janpora.org/dparchive/guideline.html>

会員の皆様におかれましては、日頃の研究成果の新たな発表の場として、ディスカッション・ペーパーへの投稿を是非ともご検討ください。

<ディスカッション・ペーパーに関するお問い合わせ>

ノンプロフィット・レビュー編集委員会 ディスカッション・ペーパー担当

office@janpora.org

投稿規定

1. 投稿資格

- 執筆者ならびに投稿者は日本NPO学会会員に限ります。共著の場合は、著者の中の最低1人が会員であれば足りるものとします。
- 執筆者が学生会員のみ場合は、「指導教員許可書」が必要です。指導教員の許可を得て、指導教員のサインを記した所定の用紙を提出してください。

2. 投稿上の注意

- 投稿論文は、日本語または英語で作成されたものに限りします。
- 投稿論文はすべて、WEB上のデータアーカイブに登録されます。
- 論文の取り下げ、差し替えは一切認められません。改訂版の投稿は可能です。(学生会員のみによる執筆論文の改訂版を投稿する際には、改めて指導教員許可書が必要となります。)

3. 投稿方法

- 所定のフォーマットに従って、表紙ならびに本文を作成してください。
- 論文(表紙と本文)はPDFファイルにして、メールに添付の上、下記日本NPO学会ノンプロフィット・レビュー編集委員会ディスカッション・ペーパー担当宛に提出してください。学生会員の方は、指導教員許可書を別途郵送で提出してください。原稿受理後、原則1週間以内に学会ホームページ上に公開します。
- 提出された原稿は完成原稿とし、校正は行いませんが、書式や体裁等に関して、編集委員会が必要に応じて修正を行う場合があります。

4. 著作権について

- 掲載されているディスカッション・ペーパーの著作権はそれぞれの著者に帰属します。著作権者に無断で内容の一部または全部を複写・転載することはできません。

『ノンプロフィット・レビュー』投稿論文募集

ノンプロフィット・レビュー(The Nonprofit Review)は日本NPO学会の公式機関誌で、NPO研究では日本唯一の専門学術誌です。ノンプロフィット・レビューは、これからもNPO研究の多様性の拡大に積極的に取り組んでいきたいと考えています。あらゆる世代の研究者および実務家の皆様の積極的な投稿を歓迎いたします。特に若手研究者および未来の若手研究者を目指す大学院生の方々には、日頃の研究成果の発表の場として、ノンプロフィット・レビューを大いに活用していただきたいと考えています。

■投稿資格

本誌への投稿は、日本NPO学会会員に限ります。ただし、招待論文など、編集委員が特に認めた場合はこの限りではありません。

■掲載論文

NPO・NGO、フィランソビー、市民社会、社会的企業、ソーシャル・キャピタル、およびこれらの関連領域に関する新しい学術的貢献を含む未発表の研究論文で、関連する様々な制度や政策の科学的、実証的研究、事例研究、あるいは実務的な報告で、日本語または英語で書かれたものとします。日本から世界に向けて研究の成果を積極的に発信するために、英語による論文を特に歓迎します。

■分量

要旨、本文、図表を合わせて、日本語論文は20,000字、英語論文は10,000語を超えることはできません。

■投稿の方法

投稿手続は、オンライン上で行います。

日本NPO学会ホームページより「学術誌」のページ (<http://www.janpora.org/npreview/npreview.htm>) にアクセスしていただき、投稿規程、執筆テンプレート、投稿方法をご熟読の上、投稿してください。

《オンライン投稿先》

<http://www.editorialmanager.com/npr/default.aspx>

■審査

投稿論文の掲載は、編集委員会が委嘱する国内外のレフリーによる査読レポートを踏まえ、編集委員会が採否決定します。

【お問い合わせ】

日本NPO学会

ノンプロフィット・レビュー編集委員会

Email: npo-review@janpora.org (ノンプロフィット・レビュー専用アドレス)

JANPORA 図書館 ～注目の新刊から～

新版 現代地方自治論

Keywords: ● 地方分権
● 協働
● 財政再建

編著者:橋本 行史 出版社:ミネルヴァ書房(2017年4月20日)
ページ数:296頁 価格:2,800円+税



グローバル化と人口減少が地方の存立を脅かし、地方自治を巡る問題はもはや制度論だけで解決できる段階ではなくなっている。本書は制度と政策が連携して問題解決を目指す重要性を、歴史・マネジメント・ガバナンス・自治の4部構成で読み解く。

現代中国のNPOセクターの展開
ー公共性の変容の視点からー

Keywords: ● NPOセクター
● 公共性
● 選択と集中

著者:兪 祖成 出版社:山口書店(2017年4月1日)
ページ数:214頁 価格:1,500円+税



これまでの先行研究に採用された行政・政治的な視点だけではなく、「公共性の変容」という包括的な視点から、中国共産党政権とかなりの親和性を持った中国のNPOセクターの生成・展開の経緯を遡りつつ、それを支える社会的要素等を解明する。



はじめてのNPO論

Keywords: ● ケース
● 協働
● マネジメント

編著者:澤村 明、田中 敬文、黒田 かをり、西出 優子
出版社:有斐閣(2017年4月20日) ページ数:250頁 価格:1,900円+税



NPOの入門書。事例を豊富に盛り込むほか、長短のコラムなどでNPOの周辺領域にも触れている。学生だけでなくNPOへの転職などを考えている社会人も学べる内容としている。版元Webサイトと連動し新しい動きも逐次フォローアップする。

障害者雇用と企業の持続的成長
ー事業における「活用」と「探索」の考察ー

Keywords: ● 障害者雇用
● 持続低成長
● 活用と探索

著者:亀井 省吾 出版社:学文社(2016年4月5日)
ページ数:144頁 価格:2,800円+税



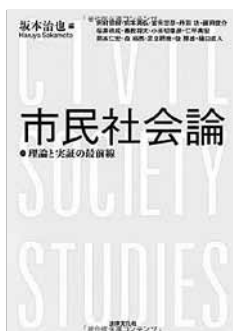
本書では、障害者雇用を通じて持続的成長を遂げる企業における活用と探索の両立態様について、先行研究レビューから構築した仮説を、事例におけるインタビューデータなどをもとに検証、考察する5つの研究アプローチを実施している。



市民社会論 ー理論と実証の最前線ー

Keywords: ● 市民社会論
● NPO
● テキスト

編著者:坂本 治也 出版社:法律文化社(2017年2月10日)
ページ数:352頁 価格:3,200円+税



本学会でも活躍する第一線級の研究者たちによって書かれた最新のテキスト!市民社会・NPOに関する理論と実証の最前線を学べます。日本はもちろん、海外の研究動向も学べます。市民社会を学術的に研究したい人にとって必読の内容です!



人間性と経済学 ー社会科学の新しいパラダイムをめざしてー

Keywords: ● 幸福度
● 利他主義
● NPO

著者:岡部 光明 出版社:日本評論社(2017年2月)
ページ数:473頁 価格:6,400円+税



現代社会は、NPOを含むモデル(市場・政府・NPOの三部門モデル)で理解する必要があることを多面的・理論的に展開。理論家に対しては新たな視点を提供する一方、実践家には自らの活動を深く納得できる議論を提示した。



コミュニティ3.0 ー地域バージョンアップの論理ー

Keywords: ● コモンズ
● 観光
● まちづくり

著者:中庭 光彦 出版社:水曜社(2017年6月20日)
ページ数:197頁 価格:2,500円+税



大きく変わる地域コミュニティ。成長よりも暮らしの豊かさを求める世代が行っている全国のユニークな活動を紹介しながら、静止人口時代に向けたコミュニティ戦略と、これからのまちづくりの可能性と問題点を浮き彫りにする。



日本のコミュニティ放送 ー理想と現実の間(はざま)でー

Keywords: ● コミュニティ放送
● 基幹放送
● 防災プレッシャー

編著者:松浦 さと子 出版社:晃洋書房(2017年6月10日)
ページ数:330頁 価格:2,900円+税



大災害の度にコミュニティのラジオへの期待は高まった。しかし基幹放送になった現在、制度創設時からの地域活性化、市民参加という「理想」と、持続を求める運営や防災対応で直面する「現実」の間でコミュニティ放送の高揚と疲弊が起きている。それらは成長なのか、変質なのか。その岐路を問う。



新会員の紹介 YOUは何しに学会へ

アメリカの元外交官の経験と感想



八木 エドワード
麗澤大学 経済学部 教授

長年の友人である中部地区の大学の三輪昭子先生にこの会を紹介していただき、入会させていただきました。このような場をいただきまして大変光栄です。

千葉県柏市の麗澤大学の教授として、外国政府組織や民間の大企業などでの経験を生かして、大学と大学院で、主にグローバル経営コースを英語と日本語の両方で教え、日本の将来を創る若い学生の国際化教育に努めております。大学では、大企業の機能不全について研究しており、不祥事の原因となるモラル・ハザード等、大企業と政治の目に余る癒着を改善するために、将来的にはNPOによる大企業の審査、監査、検査、社会的なチェックの役割が大きくなる可能性について考えております。

私は米国アイオワ州で育ち、カリフォルニア大学パークレイ校を卒業後、米国海軍に入隊し、戦闘機飛行士として勤務しました。1980年代のイランイラク紛争では空母ミッドウェイで勤務、1991年の湾岸戦争では予備役部隊長として2度の戦争を経験しました。日本語で授業が行われている慶応義塾大学のMBA課程に入学し、西洋人として初めて卒業しました。また在学中には、スウェーデンのStockholm School of Economicsにも留学しました。

その後、米国商務省に入省し、キャリア外交官として、米国の商品やサービスの販売促進を戦略的、政策的に進めて行く傍ら、日本語能力試験一級取得、米国国務省日本語能力試験最上級試験合格を果たしました。在日米国大使館では、多種多様な分野と数多くの多国籍企業や米国と日本の企業へのマーケティング・コンサルタント、そして4年間在エジプト米国大使館での勤務の後、2005年には在ケニア米国大使館において、ナイロビでの米国商工会議所設立等の活動に尽力しました。在名古屋アメリカ領事館での商務領事を最後に2011年に外交官を退官した後、名古屋の大学院のビジネス研究課（ビジネススクール）の教授となり、今年の春から、麗澤大学に移籍しました。

現在ではワイオミング州民です。神戸生まれの妻と、22歳から26歳の4人の子がおります。日米での運転免許、船舶免許、飛行機操縦免許を持ち、趣味は軽飛行機操縦と黄色い愛車BMW Z3でのドライブです。現在は麗澤大学で教鞭をとる傍ら、私自身の博士修得もめざして論文を執筆中です。

編集後記

例年になく涼しい夏も終わり、秋めいてくる頃となりました。楽天イーグルスが今年は優勝できるかもと思ったのも束の間、気が付けばホークスに大きなゲーム差をつけられテンションが下がり気味です。これが刊行される頃にはホークスが優勝しているのでしょうか…。事務局が宮城に移動した今回から、芳賀と斉野が編集を務めております。まだまだ未熟ですが温かい目で見いただけると幸いです。今回ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。今後ともニューズレターをよろしくお願いいたします。

(芳賀・斉野)

■日本NPO学会 宮城事務局(総務)

〒981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑1-1
宮城大学事業構想学群 石田祐研究室 日本NPO学会
mail : office@janpora.org

■日本NPO学会 京都事務局(会員・会費)

中西印刷株式会社(担当:大西)
E-mail : janpora@nacos.com
〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入る

■編集

発行人：樽見 弘紀(日本NPO学会会長)
編集スタッフ：石田 祐、芳賀 美子、斉野 このみ